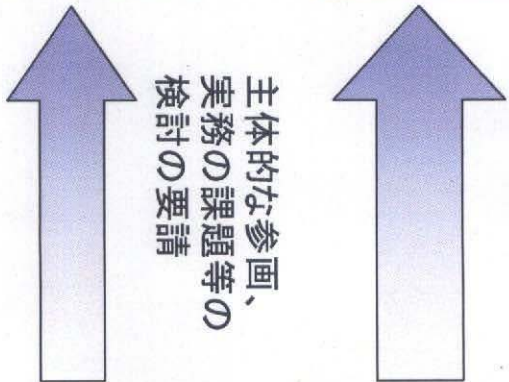


# 国土交通省の実施する不動産鑑定評価モニタリング

改正基準の施行（平成19年7月）に伴い、当面は証券化対象不動産の鑑定評価に重点を置いて実施

不動産鑑定士及び不動産鑑定業者

- ・ヒアリングの実施
- ・書面調査の実施
- ・（20年度から）立入検査の実施
- ・事業実績報告 等
- ・補完調査 等



(社)日本不動産鑑定協会

主体的な参画、実務の課題等の検討の要請



国土交通省  
(平成二十年度より、地方整備局と連携して実施)

都道府県



モニタリングの状況等を報告  
第三者的な視点による幅広い提案

市場参加者等の  
第三者的な会議

結果の公表・提供  
・必要に応じて鑑定評価基準の見直し  
・協会へ実務指針への反映の要請  
・疑不当鑑定評価の審査  
不動産鑑定士、鑑定業者等の処分  
次年度以降のモニタリングの見直し



適正な鑑定評価の確保  
不動産証券化市場の  
健全な育成

